



施策実現に関する指標は設定していません。

<p>これまでの主な取り組み</p>	<p>2 自立した区政の確立</p> <p>平成12年の地方分権一括法施行により機関委任事務が廃止され、国と地方は「対等・協力」の関係になりました。また、同年の都区制度改革により特別区は基礎自治体に位置づけられ、清掃事業等が移管されるとともに、都区財政調整率が44%から52%に変更されました。しかし、都区の役割分担に応じた財源配分が積み残しの課題とされました。</p> <p>平成18年に、都区は共同で、都区の新たな役割分担等の検討に入り、平成19年から「都区のあり方検討委員会」で事務配分、特別区の区域、税財政制度等に関する具体的な検討を行っています。なお、三位一体改革の影響への対応等により、都区財政調整率が55%に変更されました。</p> <p>これらの動きと並行して、平成15年特別区制度調査会が設置され、平成17年には第一次報告が、平成19年には第二次報告がまとめられ、「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想が示されました。また、国では、平成19年に地方分権改革推進委員会が設置され、基礎自治体優先の原則のもと、市町村の自治権拡充に向けて検討を行っています。</p> <p>新宿区では、こうした地方分権改革及び自治権拡充の流れを踏まえて、平成19年度に、職員及び区全体の政策形成能力の向上を図るため「新宿自治創造研究所」の設置準備を行うとともに、新宿区の自治の基本理念、基本原則を明確化するため、(仮称)自治基本条例の制定に向けた検討を開始したところです。</p>
--------------------	--

<p>評価</p>	<p>2 自立した区政の確立</p> <p>「自立した区政の確立」のためには、地方分権改革を一層進めるとともに、自己決定・自己責任に基づき、地域の実情に合った住民サービスをこれまで以上にやっていくことが強く求められています。そのため、国から地方、東京都から特別区への権限移譲を進めるとともに、それを担うことのできる基礎自治体としてふさわしい能力と体力を身につけていく必要があります。</p> <p>過去10年間、この大項目に対応する実施計画事業はありません。しかし、新宿区では、これまで様々な場面で、自治権の拡充に対する積極的な姿勢を示してきました。19年から行われている「都区のあり方検討委員会」による都区の事務配分の見直しにおいても、都が実施しなければならない事務以外は全て区が担うという考え方のもと、全庁的に移管対象事務の検討を行っています。</p> <p>また、19年度は、分権改革の流れの加速化に対応して、新宿区独自の新たな取り組みを開始しました。具体的には、「新宿自治創造研究所」の設置準備や、(仮称)自治基本条例制定に向けた取り組みを開始するとともに、分権時代を担うことのできる職員を育成を目指し、「新宿区人材育成基本方針」を見直し、区独自の施策を自ら立案し、実行することのできる職員の育成を行っているところです。</p> <p>このような「自立した区政の確立」に向けた積極的な取り組みは、20年度以降のさらなる自治・分権の拡充への取り組みにつながっていくものと評価します。</p> <p>なお、この項目は、新宿区総合計画の「 - 1 参画と協働により自治を切り拓くまち」に引き継いで取り組んでいきます。</p>
-----------	---

施策の方向の目標達成状況

2 自立した区政の確立

第四次実施計画期間に実施計画事業がなく施策評価を行っていないため、資料はありません。